



山口市

## 懲戒処分の公表

### <懲戒処分者>

#### 1 被処分者

(1) 所属 阿東総合支所

補職 総合支所長 (部長級)

性別 男性

年齢 60歳

(2) 所属 阿東総合支所

補職 副総合支所長 (次長級)

性別 男性

年齢 58歳

#### 2 処分内容

減給 1箇月 (給料月額 $\frac{1}{10}$ の減給)

#### 3 処分年月日

令和4年1月25日

#### 4 事実の概要及び処分理由

被処分者は、令和3年10月31日施行の第49回衆議院議員総選挙に際し、同選挙における特定の候補者を支持する目的で、その職務上の地位を利用し、共謀の上、特定の候補者の後援会入会申込書及び政治信条等が記載されたリーフレットを部下に配布し、勧誘の協力を依頼した。

被処分者は、山口地方検察庁から同年12月24日付で公職選挙法第239条の2第2項及び同法136条の2第2項3号並びに刑法60条により略式起訴され、山口簡易裁判所から令和4年1月5日付で総合支所長は罰金20万円、副総合支所長は罰金10万円の略式命令を受けたものである。

かかる行為は、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行為であり、市職員の名誉と信頼を著しく失墜させたことから、地方公務員法第29条第1項第1号及び山口市職員の分限及び懲戒に関する手続き並びに効果に関する条例第8条の規定により、減給1箇月 (給料月額 $\frac{1}{10}$ の減給) の懲戒処分とするものである。